



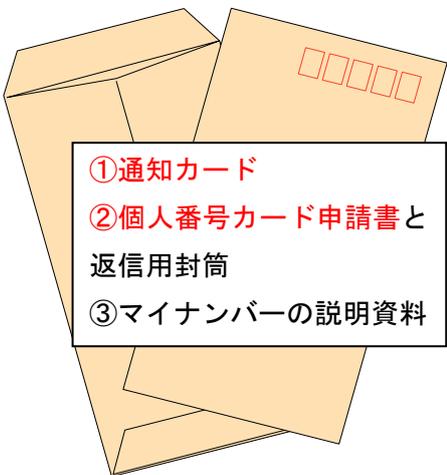
# 企業のマイナンバーへの準備 Vol.8

9月になりました。まだまだ先の話と思っていたマイナンバー（個人番号）の通知ももう来月です。今月のエール・スピリッツでは、マイナンバーの通知までに、企業が対応しておかなければならないことについて特集します。

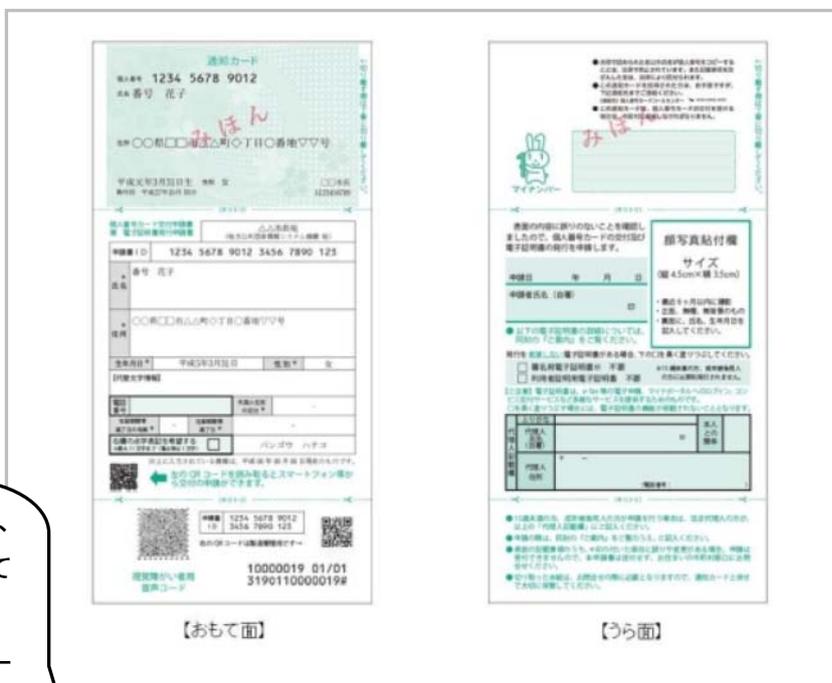
## 対応1 従業員への事前アナウンス・マイナンバーの説明

通知カードは、10月以降に住民票記載の住所に簡易書留（住民票記載の世帯ごと）で届きます。簡易書留の中には次の3点が入っています。大切な書類なので、誤って捨てることのないよう事前アナウンスをお願いします。

### 通知カード・個人番号カード交付申請書の様式



- ①通知カード
- ②個人番号カード申請書と返信用封筒
- ③マイナンバーの説明資料



個人番号カードの申請は郵送の他に、スマートフォンで顔写真を撮影してオンライン申請もできます。一部新聞等に掲載された「会社での一括申請」については詳細が発表され次第、ご案内致します。



動画で見るマイナンバー制度（個人向・事業所向）

マイナンバー制度についてマイナちゃんが分かりやすく動画で解説。社内研修に活用できます。  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

通知カードは10/5時点で住民票の住所地に送付されます。住所変更の手続きが済んでいない方は10/2（金）までに行ってください。また、やむを得ない理由（※）により、住民票の住所地で通知カードを受け取れない方は9/25までに居所登録を行なえば、現在お住まいの居所に送付してもらえます。詳細は総務省HP等でご確認ください。

※やむを得ない理由

- ・東日本大震災の被災者
- ・DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で住所地以外に移動している人
- ・1人暮らしで長期間、医療機関・施設に入院・入所している人 等

## 対応2

## マイナンバーの収集・保管方法の決定

来年（平成 28 年）1 月から、まずマイナンバーは税金と雇用保険の手続きで利用されます。従業員からのマイナンバー提出時期は、年末調整時の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に併せての取得が多いのではないかと思います。従業員に通知カードが送付される前に、従業員に利用目的を明示し、会社としてマイナンバーの収集時期（年末調整資料の提出時なのか、通知カードが届き次第なのか、来年なのか）、収集方法（書面申請・通知カードコピー添付、本人確認方法、システム入力など）および窓口、取扱担当者・責任者、保管方法（紙で保管か、データ保管か）を決定し、通知しておきましょう。

平成27年度給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

給与の支払者の「個人番号  
又は法人番号」欄が追加され  
ます。

給与所得者の「個人  
番号」欄が追加され  
ます。

平成27年度税制改正を反映した様式イメージです  
今後、レイアウトの調整などを行う場合があります

控除対象配偶者や扶養  
親族の「個人番号」欄  
が追加されます。

申告書の提出の際には  
**番号確認と本人確認**が必要  
です！！

【本人確認を行うときに使  
用する書類の例】

①個人番号カード

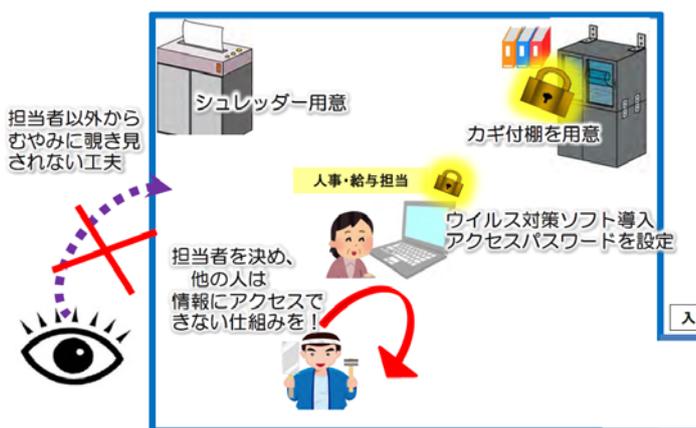
※1枚で番号と本人確認OK

②通知カード+運転免許証

通知カード+パスポート等

※通知カードで番号確認、運  
転免許証等で本人確認

マイナンバーの保管は、しっかりと！漏えいすることのないように対応を検討！！



マイナンバーは必要があるとき  
だけ保管。必要がなくなったとき  
は廃棄することが義務づけられ  
ています。廃棄・削除を前提とし  
て、保管方法をあらかじめ考えて  
おいてね！

マイナンバーの利用は、税金・雇用保険が平成 28 年(2016 年)1 月からスタートします。

社会保険は平成 29 年(2017 年)からと1年遅れの予定ですが、日本年金機構の個人情報流出問題を受  
け、社会保険に関する利用開始は遅れが見込まれています。

**エールからのお知らせ** 手続きをご依頼いただいている企業様へ

手続きにあたり、特定個人情報を取り扱わせていただくこととなりますので、新たに守秘義務契約書等の  
契約書類をご用意しております。順次ご案内申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

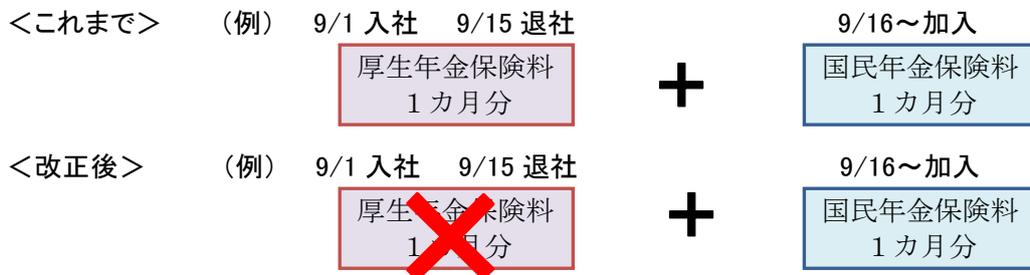
# 社会保険手続に関する改正

## ●昭和12年4月1日以前に生まれた方も在職老齢年金の対象に(2015.10月～)

これまで、適用事業所に使用される70歳以上の方の老齢厚生年金の支給停止は、昭和12年4月2日以降に生まれた方が対象でした。平成27年10月1日の法改正により今後は、昭和12年4月2日以前に生まれた方も賃金と年金額に応じた老齢厚生年金の支給停止の対象となりました。これに伴い昭和12年4月1日以前に生まれた方についても、70歳以上被用者該当届の提出が必要となります。

## ●同月得喪の厚生年金保険料の取扱い(2015.10月～)

これまで、厚生年金保険の被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失し、さらにその月に国民年金の被保険者(第2号被保険者は除きます。)の資格を取得した場合には、厚生年金保険料と国民年金保険料の両方を納付する必要がありました。法改正により今後は、国民年金保険料のみを納めることとなり、厚生年金保険料の納付は不要となります。企業では、退職後に国民年金保険料を納付しているのか確認ができないため、該当者がいる場合は、年金事務所から該当する被保険者が在籍していた事業所に連絡がいくことになります。



## ●傷病手当金と出産手当金の日額計算方法の変更(2016年度より)

傷病手当金と出産手当金の日額は標準報酬日額の2/3でしたが、2016年度より次のように変更となります。

- ① 支給を始める日(以下「支給開始日」という。)の属する月以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額を平均した額の1/30に相当する額の2/3に相当する額
- ② 標準報酬月額が定められている月が12か月に満たない場合は、支給開始日の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の1/30に相当する額または支給開始日の属する年度の前年度の9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した1/30に相当する額のいずれか少ない額の2/3

※日額計算方法の詳細はあらためてお知らせします。

### ～ 日本年金機構の個人情報流出に伴う新基礎年金番号の通知 ～

エール・スピリッツ7月号でお知らせした日本年金機構の個人情報流出問題ですが、その対応として8月24日から基礎年金番号が流出した人に対して、基礎年金番号を変更した旨と、変更前後の基礎年金番号を記載したお知らせが発送されています。発送対象の人は、今年6月に日本年金機構からお詫びの文書が送付された人です。新基礎年金番号等の案内の送付は簡易書留で行われており、9月中には対象となる全ての人への発送が完了する予定となっています。

基礎年金番号変更のお知らせが届いた場合には、会社に報告をするよう社内にアナウンスをお願いします。(従業員だけでなく被扶養者となっている配偶者に変更があった場合も、同様です。)

弊社に手続きをご依頼いただいている企業様は弊社にも基礎年金番号変更のご連絡をお願い致します。

# 9月(10月)給与計算注意事項

## 注意事項 1 : 標準報酬月額の入れ替え

7月に提出した算定基礎届によって、9月から来年8月までの社会保険料計算の基礎となる標準報酬月額が見直されました。

9月分(保険料を翌月控除している場合は、10月支給給与)の社会保険料から新しい標準報酬月額が適用されますので、標準報酬月額の入れ替えを必ず行って下さい。

## 注意事項 2 : 厚生年金保険料率の変更

厚生年金保険の保険料は、平成27年9月分より、下記のとおり変更となります。(一般の被保険者)

	変更前	変更後
被保険者負担分	8.737%	8.914%
会社負担分	8.737%	8.914%
合計	17.474%	17.828%



## 注意事項 3 : 変更の時期

社会保険料を当月控除している会社は9月支給分の給与計算時から、翌月控除の会社は10月支給分の給与計算時から、標準報酬月額の入れ替え・厚生年金保険料率の変更を行って下さい。

### 顧問先企業様へ

手続きをご依頼頂いている顧問先企業様には、新しい標準報酬月額と改正後の厚生年金保険料率に基づく個人別の社会保険料一覧表を9月中に別途ご案内させていただきます。

## コラム 国会で審議中の労働法改正はいま、どうなっているの？

### ■労働者派遣法の改正案について

参院で審議中の「労働者派遣法改正法案」が、施行日とされる1日を迎えても成立しない異例の事態になっています。この施行が9月30日までに通らないと……現行法に基づく「労働契約申し込みみなし制度」が10月1日に始まるため、多くの企業に影響することが見込まれ、現場の混乱が心配です。

26業務の派遣社員に、本来と違う仕事をさせていた場合(違法派遣の場合)、現行法のままですと、派遣先企業は直接雇用するよう求められる可能性があるのです。目が離せない状況です！

### ■労働基準法の改正案について

働いた時間ではなく成果で報酬を決める新たな労働時間制度について今国会での成立は見送られました。安保法案で大きく審議がずれこんでいます。



## ■ 最低賃金改定の動向

地域別最低賃金と発効日の答申が公表されました。都道府県労働局長による最終決定はまだですが、例年ほぼ答申どおりの金額で決定しています。

最低賃金は正社員だけでなく、パート・アルバイト等の雇用形態や呼称にかかわらず、その地域で働くすべての労働者に適用されます。神奈川・東京以外に支店や工場などがある場合は、それぞれの支店等のある都道府県の最低賃金が適用されますので、注意が必要です。

	改定前	改定後	発効日
神奈川	887円	<b>905円</b> (18円↑)	10月17日
東京	888円	<b>907円</b> (19円↑)	10月1日

### <労働安全衛生法改正対策セミナー> ※参加費無料※

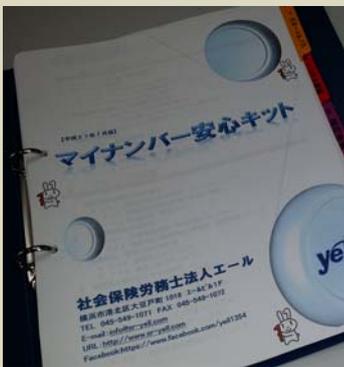
「ストレスチェック義務化に伴う企業の課題と対策」 (主催：神奈川保険グループ 様)

A：受付終了 B：9月15日(火) 13:30～ C：10月5日(木) 13:30～

あいおいニッセイ同和損害保険 横浜ビル8階会議室

横浜市中区本町5-48 (みなとみらい線馬車道駅出口5 1分)

弊社社会保険労務士 滝瀬仁志が「労働安全衛生法改正の具体的な内容について」のテーマで登壇します。関心をお持ちの企業様は弊社担当までお声掛け下さい。



弊社マイナンバーセミナー(7/28 開催)配布資料(マイナンバー安心キット)をご希望の顧問先企業様はエール担当者までご連絡下さい。安心キット(CD-R)につきましては、特別付録「マイナンバー対応マニュアル」を入れて1枚 5,400円(税込)でご提供させていただいております。申込み後1週間程度で送付させていただきます。

### 顧問先企業様限定 “プライベートセミナー2015&懇親会” 8/29(土) ホテルメルパルク横浜

税理士・弁護士との連携セミナー  
多くの企業様にご参加いただき誠にありがとうございました!



「社長の想いを浸透させ、社員のやる気に火をつける就業規則運用のポイント」のテーマで弊社増田が講師を務めさせていただきました。